

【公布された条例等のあらまし】

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十七・五とすることとした。  
二期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百六十五とすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和五年四月一日から施行することとした。

四 一については、令和四年十二月一日から適用することとした。

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十五号）

一 徳島県議会の議員の議員報酬の月額について、令和五年四月から令和六年三月までの間、減額を継続することとした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。